# ワイマル共和国防衛組織「国旗団」の登場(Ⅱ)

# ---何故1924年に、超党派の、準軍隊的組織か---

# 岩 崎 好 成

Emergence of the Republican Combat League, the Reichsbanner (II)

## Takashige IWASAKI

(Received September 13, 1988)

## 目 次

はじめに

- 1. 団の目的
- 2. 団員の政治的社会的構成
- 3. 組織構造
- 4. 上級指導者層 ———(以上前卷)
- 5. 何故1924年に準軍隊的組織か
- 6. 何故超党派か
- 7. 成功後の模索
  - (1)国旗団の成功
  - (2)成功後のあつれき 結びにかえて

#### 5. 何故1924年に準軍隊的組織か

国旗団は何故、1924年に、超党派の、準軍隊的組織として登場したのか。時期的背景から、 先ずは検討してみたい。

団設立声明は、「ナショナルな諸目標の追求と愛国的態度の育成ということにかこつけて、実はドイツ国民を二分させ内乱勃発をめざす諸組織の形成」を、あるいは「ドイツのナショナリストがおこした国家形態をめぐる闘争」を激しく攻撃していた。<sup>1)</sup>この「諸組織」とは、第1議長ヘルジングの言う「鉄兜団、青年ドイツ騎士団、ヒトラー近衛兵及びその他類似の君主主義的諸組織」<sup>2)</sup>のことであり、「国家形態をめぐる闘争」の意味するところは、DDPのフォン・ダイムリング元将軍の言う「共和国を破壊して君主制を再び樹立しようとするナショナリスト達に、自ら統治したり政府を監督することを許すべきかどうか」<sup>3)</sup>ということであった。

周知の如く、国旗団設立の前年すなわち1923年は、ルール紛争を背景に右翼民間国防団体が「国民的独裁」をめざして活発に共和国破壊活動をおこした年であった。そこには、鉄兜団のシュトレーゼマン首相への合法的独裁要請、あるいは同年11月の「ヒトラー一揆」で頂点に達する、バイエルンにおける非合法一揆的手段による「ベルリン進軍」計画等があった。したがって、翌24年の2月ともなれば、共和派の人々にとっては、シャイデマンの言う如く「愛国的などと称している諸団体に対して仮借なき手段で処置をとる、まさにその時が来た。りのであった。トーンこそ落ちるが中央党プロイセン邦議会議員シュヴェーリング Schwering も、事態の経緯

を次のように述べていた。

「(右翼陣営の) あなた方が、明白に攻撃的な組織を民間国防団体の中に創り上げてきた。 ……あなた方が最初に呼び起こし、そこから反響が生じてきているのだ。疑う余地もなく国旗団の功績とは、国家をひどく脅かすあなた方の諸団体に対抗して、あなた方に発する波紋をすっかり押し戻す組織を創り上げたことである」。<sup>6)</sup>

要するに国旗団は、何よりも先ず、1923年の右翼民間国防団体の力づくでの反共和国闘争をその設立の前提とし、設立後の主要任務を「右翼一揆に備えての自衛組織である」<sup>7)</sup>ことに求めていたのである。

更に付け加えるならば、上述の国旗団指導層の「愛国的態度の育成ということにかこつけて」とか「愛国的などと称している」との発言にみられる、右翼民間国防団体イコール愛国的団体という図式の否定は、諸団体の23年におけるクーデター的企図のもつ対外的影響を憂慮したものであった。国旗団指導層は、「ドイツ国内における兵隊遊戯の国境の向う側への災いに満ちた影響」®、すなわち「国境の向う側のナショナリスト達に、ドイツに侵攻しドイツを国家リストから削除する絶好の機会を与えてしまう危険」®りを23年の右翼団体の動きの中に見たのであった。更にフォン・ダイムリングは、仮に混乱の中から「君主主義ドイツ」が復活したとしても、それは「再度我々を全世界への敵対へと導くのである」とし、その理由を、「君主制を欲する者はカイザーの敗北の報復を欲するのであり、それは戦争を意味するからである」として、右翼の愛国者意識なるものに疑問を呈した。そしてそこから、「少なくとも彼らに教えられなければならないのは、国民は彼らの陰謀・反乱計画など許しはしないということだ」との結論が出されたのであった。10)その組織的表示が、「ドイツは共和国としてのみ維持・強化される」11)と主張する国旗団の設立ということになる。

ところで、この「ドイツは共和国としてのみ維持・強化される」との主張の矛先が向けられるのは、何も右翼に限るものではない。既述の如く、「君主主義者」同様、共産主義者の席も国旗団にはないのであった。ヘルジングは言う。<sup>12)</sup>

「君主主義者と共産主義者は大企業・大土地所有者から、あるいは外国政府から得た潤沢な資金でもって、あらゆる手段で我々に挑んでいる。」「共産主義者の赤色前線兵士同盟は、共和国あるいは我々に対するその闘争において、これら君主主義者の忠実な支援者としての己が姿を実際に示してきた」。

またニュルンベルクのある小管区指導者も、自らを「非常時警察」として自己規定する際に、 「左右両翼からの脅威」を問題にしていた。<sup>13)</sup>

これに対し、国旗団の「共和国憲法」に対するに「プロレタリア階級闘争の立場」をもって、「国旗団内プロレタリア同志にくり返し接近」しつつ、「あらゆるプロレタリア組織・政党を ……対反動闘争において支援し、資本主義衛兵の攻撃から守るプロレタリア自衛組織」であることを自認する赤色前線兵士同盟、140及びその背後にある K P D は、「国旗団は、革命と共産主義の打倒を目的とする、ファシズムの平和主義的民主主義的形態以上のものではない」150と反撃していた。

したがって、国旗団の側が「1923年における諸闘争」という言葉で付設立の時期的背景を説明する時、KPDの解釈においてはそれは何よりも先ず23年10月の「ザクセン・テューリンゲン(左翼政権)に対する、ハムブルク10月蜂起に対する強制執行」<sup>16)</sup>を意味していたのである。この点を大きくとり上げる東独史家ゴチュリヒは、「KPDがプロレタリアートの多数獲得をめぐる闘争において明白に大勝利を得ることになった1923年の強力なストライキ闘争及びその他の階級対立は、SPD右派に、労働者運動におけるその地位への不安を呼び起こした」とし、国旗団の主要任務を、「SPD系大衆の激しく痛めつけられた(党への)信頼を再びSP

Dの政治的基本構想内に安定化させること」にみている。<sup>17)</sup>これは、ともに左翼陣営にあって競合するSPD、KPD両者の基本戦略ないしは共和国観に関わる問題であり、より直接的には両者の大衆獲得戦術をめぐる問題でもあろう。したがってそこでは、広汎な支持基盤の確立を志向する国旗団の超党派性が、ひとつの議論の対象とならざるをえない。その意味で、上記ザクセン・テューリンゲン邦左翼政権を支えた超党派的な「プロレタリア百人隊 proletarische Hundertschaften」運動の事例を示した上でのKPD側からの国旗団批判は興味深い。が、その点の検討は後述することとし、ここではともあれ、国旗団設立の前提に、1923年における「左右両翼からの脅威」があったことを確認しておきたい。

なお、「何故1924年か」の問いを、「何故、共和国設立5年後に国旗団のような組織が必要とされたのか」と解した場合、あらためて共和国創設期の国民的統合の失敗ということが想起されざるをえない。ワイマル議会制民主主義の開始は、言うなればSPDより左に位置する人々に対する闘争において実施され、しかもその際、実施のための戦闘力は、注目すべきことには、右翼民間国防団体すなわちSPDよりはるかに右に位置して反共和国的立場をとる諸組織、の先駆たるフライコールにその多くを依拠していたのであった。180したがって、不統合の人々による「1923年における諸闘争」を経験した今、右から浴びせられる、いわゆる「共和主義者なき共和国」との嘲弄への反証が、共和国(擁護派)自体に、この時期強く求められていたということもできよう。指摘にとどまるが、この点付言しておきたい。

次に、国旗団は何故準軍隊的組織としてあったのだろうか。

これまでの記述から明らかなように、国旗団は、第一義的には一揆的企図から共和国を防衛するための組織として設立されたのであり、その目的を十分果すためには軍隊的な組織形態をとらざるをえない。この点をもう一度確認しておくならば、ヘルジングは次のように言っていた。 $^{19)}$ 「我々は共和国、共和主義的諸当局を防衛するものであり、攻撃者には同等の手段で戦い撃破し、必要とあらばこれを殲滅する旨を明白にしながら公然と登場してきた」。また、共和国擁護の旗幟を鮮明にするためには日常的な様々なデモンストレーションの挙行が必要となろうが、そのための行進部隊として、あるいは敵の襲撃に備えての集会警備部隊としても準軍隊的組織がふさわしいといえよう。この点を含め、SPD系の団全国委員会メンバーにして元警察将校のH.シュッツィンガー Schützinger は、24年当時、次のように述べていた。 $^{20)}$ 

「我が隊列の闘争目標は、第一にデモンストレーション、すなわち『共和国の日』による『ドイツの日』の粉砕である。……我が隊列の第二の闘争目標は純粋に権力政治的性質のものである。……我々が、我が共和主義青年層を、軍隊的警察的に機能し命令服従を心得る部隊の中につなぎとめるならば、我々は彼らを共和主義的執行にたぎり立つ人々の中に、灼熱する鉄の如く、常に活気ある結合手段として、共和国の権力ファクターとして放つことができるだろう」。

上掲後段に注目するならば、そこには、準軍隊的組織形態を通して青年を統合せんとの意図が濃厚に示されている。ヘルジングも中央党のマルクス宛書簡において、既存の政党・労組が青年組織を有していないような領域においては、右翼の諸団体に入団してしまう前に若者達をとらえることが必要である、と論じていた。<sup>21)</sup>そこからは更に、準軍隊的な組織・活動に魅力を感じる人々を、既に敵陣営での活動者を含め吸収・再吸収しようとの期待も生じてこよう。すなわち、

「あらゆるデモンストレーションにおいて、国旗団は働く国民の集団として、集団は集団を魅きつけるという法に従って、次第に反動的な『国民諸政党』の雇われ人予備軍を打ち砕く、そういう存在としての自己の姿を示すのである。国旗団は出現しただけで、鉄兜団・青年ドイツ騎士団・人狼団・ヴィーキング団等において、搾取する企業家層のために火中

の栗を拾っている労働者や職員層に、もし彼らがナショナリズムの空言に従い続けるのであれば、それは自己の階級、自己の利害に対する裏切りである、という意識をもたらすのである」。<sup>22)</sup>

ところで、共和国を防衛すると称する準軍隊的組織が、その軍事的力量の程はともあれ、現 実に100万弱の行動分子を糾合して、文民自らの手で民間組織として創られる、という事実は、 片や共和国の公けの暴力装置たる国防軍・警察が現前に在るをみる時、一体いかなる意味をも つのであろうか。

これは要するに、中央党邦議会議員が、「……このような団体が存在するという事実は、国家権威の弱さの存続を示すものではなかろうか。市民ならびに国家の防衛を自ら請け負うことが、国家というものの任務である」<sup>23)</sup>と嘆じたように、軍・警察がその機能を十全に果してこなかったことを示している。実際、シュッツィンガーも、23年おける諸闘争は国防軍においても治安警察においても、その動員に際しかなりの補充が必要であることを示したとし、今後の国旗団の、いうなれば予備軍的予備警察的役割を強調していた。<sup>24)</sup>したがって準軍隊的組織としての国旗団の登場は、共和派の意図からすれば、ひとつには、治安を維持するに不十分とみなされた国家の暴力装置への補完の意味をもとう。

しかしその際、この国家の暴力装置がこれまでとってきた政治的立場が問題となる。反共和主義的装置を、共和派がそのまま補完しても意味はない。共和国の軍、警察そして官吏は共和国に忠実であらねばならない。がしかし、実態は、団設立声明が「行政、教育、司法、軍、警察というあらゆる官職への共和主義者の配置を要求」<sup>25)</sup>していたように、共和主義的統治には程遠いものがあった。ヘルジングは、より具体的かつストレートに次のように言う。<sup>26)</sup>「残念で嘆かわしいことには、警察の一部および検察官・裁判官の大多数は、すべて共和国官吏であるにもかかわらず、その君主主義的姿勢を隠すどころか公然と示しているのである」。ちなみにワイマル末期のことではあるが、1932年において国旗団員約8,100人が治安妨害容疑で起訴され、うち3,000人が計440年の禁錮刑、計42年の懲役刑に処されていた。<sup>27)</sup>

要するにここには、司法当局ならびに一部警察への共和派の蓄積された不信があり、とくに後者へのそれは、文民自らが民間の治安部隊ないし防衛部隊建設に着手した背景の一端を示していると思われる。公的装置に期待できないならば、人々は自ら防衛するしかないであろう。とすれば、「カップ一揆」や「ヒトラー一揆」時等における国防軍の曖昧な姿勢を知る人々において、軍にむける視線は警察にむける以上にきびしいものがあろう。軍に共和国への忠誠が必ずしも確保しえないのであれば、民間に自衛部隊が必要であり、またその設立によって、軍を監視・制御しなければならなくなる。実態はどうか。

1926年の時点においてもなおヘルジングは、

「私は、いかなる一揆もファシストとのいかなる結びつきも拒絶するという点において、 国防軍指導部の忠誠を一時たりとも疑うものではない。しかし、将校一部における不服従・ 無規律はきわめて危険であり、事態が殆ど反乱の如き様相であるのは遺憾と言わざるをえ ない。」「また私は、一揆など起こしても、その者は、信頼に足る、戦闘準備下にある国旗 団大衆によって、ほうほうの体で帰らざるをえぬことを確信する」<sup>28)</sup>

として、国防軍に対する牽制、不信、決意の念を述べていた。第2議長ヘルターマンも、同じく団機関紙において、1920年以来軍のトップにあったゲスラーとフォン・ゼークトを槍玉にあげ、二人は、「すべてのドイツ人父母兄弟に対し、人々がドイツ人民党よりも政治的に左に位置する限り銃口を向ける」ような軍隊を創り上げてきた、と非難し、<sup>29)</sup>シャイデマンに至っては、国会において、国防軍を、共和主義国家を脅かす「反革命的権力ファクター」と断定したのであった。<sup>30)</sup>

したがって、DDP系の国旗団指導者L.ハース Haas が、「国防軍は国旗団との提携を断つ必要はない。なぜなら、それはもともと存在しないから」と26年末の国会で言い切ったように、<sup>31)</sup>団と国防軍の関係は、団設立以来疎遠であって、手つかずの予備軍的補完を許さぬものがあった。

ちなみに関係改善のかすかな徴候ですら、国防相がゲスラーからグレーナーに替る28年まで待たねばならない。すなわち、28年の初頭、ブランデンブルクの町ノイルピンが軍の駐屯地となり、その際の国防軍部隊の入城式に国旗団は公けに代表を遣っている。また6月には、国旗団主催の故エーベルト大統領記念碑除幕式があり、それに国防軍代表者も参加していた。前者は、「史上初めて、共和国の軍隊が共和主義住民の組織に公けに歓迎されたのである」と報道され、後者も、「史上初めて国防軍の代表が現われる。この事実は、従来欠けていた護憲派住民との接触を図ろうと国防軍が努めていることのひとつの表示であろうか」と推察されていたのである。32)もっとも、翌29年の警察報告によれば、33)「警察とは異なり国防軍は……いまだに国旗団から敵の「動力センター」とみなされている」とあり、不信感は容易には解消されぬまま共和国末期を迎えるであろう。

いずれにせよ、団の創設期においては軍との関係は明らかに疎遠であり、根底に、民間自衛組織を必要とするほどの不信があった。しかし他方で、左右両翼の脅威に対するに、軍を補充せんとの意志はあったから、そこから生じてくる共和派のひとつの対処方法として、現国防軍に手を加える、すなわち既述の如き「国防軍の共和主義化」が志向されるのである。「共和主義化」とは、ゴチュリヒやローエも言うように、341ひとつには上(議会)からの対軍コントロールであり、ひとつには共和主義者多数の軍入隊ということになろう。この点、上記警察報告においても、国旗団では「一方で軍事権力は内政問題から遮断されるべき」と主張され、他方で「国防軍の『共和主義化』の最重要手段のひとつとして、どこでも若い団員の国防軍入隊が宣伝されている」と述べられていたのである。35)

以上、国旗団設立の時期的背景と準軍隊的組織形態の採用理由について若干の検討を加えて みた。

1924年の設立の前提には、主として前年で頂点に達する左右両翼からの共和国転覆の脅威があり、そこにはまた、共和国「愛国者」としての対外的配慮もみられた。更には、5年目を迎えた「共和主義者なき共和国」に、団設立を通して「共和国は共和主義者によってのみ統治されうるし、統治されねばならない」360との反証が示されたのであった。その際準軍隊的組織形態が採られたのは、一揆的企図に対抗する自衛部隊として、また共和派の旗幟を鮮明にするデモンストレーション部隊、集会警備部隊として設立されたことからすれば、自然な選択であった。他方でそれは、「パラミリタリー分子」とでも呼びうるような、青年層を中心とした準軍隊的組織・行動に魅力を感じる人々を、共和派の側に吸収しようとするものでもあった。また一般市民、すなわち文民が国旗団のような組織を設立して、国家及び自らを防衛しなければならなかったのは、それまで軍・警察が十分その治安維持機能を果してこなかったことの証左であるだけでなく、軍・警察の政治姿勢そのものに、「共和主義化」が必要とされるような問題性があったことを示していたのでもあった。

#### 6. 何故超党派組織か

国旗団の登場を論ずるにあたり、それが何故1924年であり、何故準軍隊的組織であったのか、に以上の検討によって一応の回答が与えられたとするならば、次なる課題は、それが何故 S P D、D D P、中央党にわたる超党派的組織であったのか、を考察することであろう。

無論、国旗団のような準軍隊的組織(あるいは政治闘争団体)においては、それが非政党的組織であるだけに、メンバーの政党所属を一面的に強調するだけではすまされぬものがある。同じ政治闘争団体でも、鉄兜団などでは明らかに反政党的姿勢が濃厚であったし、これらの諸団体多数が広汎に活動しえたのも、政党が人々の統合に必ずしも成功していなかったからに他ならない。が他団体と異なり、国旗団においては、共和国すなわち議会制民主主義の擁護が目的とされていたから、政党国家を否定するものではなく、また「パラミリタリー分子」の糾合も政党政治安定のためのものということになろう。したがって国旗団の場合、政党からの自立性よりも、政党との結びつきのあり方が先ず問われるべきと思われる。その意味で、「ワイマル連合」三政党にまたがる国旗団の超党派性の意味内容が注目されるのであり、他方で、ナチSAの如き政党軍化の途を、十分可能であったにもかかわらず、団設立に際しSPDが採らなかったことの理由に興味がもたれるのである。

既に述べたように、団設立声明においては、「相互に混在するようなゆるい結合では不十分」であるがゆえに、「共和主義参戦者の諸団体は……国旗団の下に合同した」とあった。これはひとつには、旧来の組織を維持した上での連携以上の結束をめざしたということであり、ひとつには、そうせざるをえぬ程、共和国の敵は強力であるとの評価によるものであろう。前者については、『党と国旗団』と題するF.フォン・プットカマー Puttkammer 論説が、<sup>37)</sup>

「国旗団を通して、ブルジョワ層の自由精神分子と階級意識をもつSPD系労働者層との連帯感が強化される。両者に共通する目標、すなわち政治的権利の平等、平等選挙権、ワイマル憲法、共和国のための闘争・活動は、相互に連携をはかるような組織形態の枠内では、国旗団において生じている程強力な作用をもたないであろう」

と述べていた。更に彼に言わせれば、「国旗団は共和国の旗幟を鮮明にし、各地での大衆行進を通して民主主義的市民層と社会民主主義的労働者階級の決意をはっきりと示し、……その隊列を通してブルジョワ内プロレタリア内共和派分子に誇りと自信を与え、敵を落胆させるのであ」った。

では、その「落胆させる」べき敵の力はいかに評価されていたのだろうか。24年6月、「共和国協会」は正式に解散して国旗団への編入を決議していたが、そこではその理由づけを以下のように説明していた。<sup>38)</sup>

「共和国協会は、反動側の強力な装備に有効に立ち向うという今日的要求にたいしては、 もはや不十分である。反動の大部隊に対抗して、同様に巨大な対抗物が形成されなければ ならない。このことは、我々が国旗団に吸収されることによって達成されうるのである。 ポイントは、共和主義的同志すべての結集であろう」。

またシュッツィンガーも、団設立1年後のある論説において、「共和国側と反動側の二つの大衆軍がほぼ均衡を保っているドイツの激しい権力闘争は、我々とともに共和国に忠実であるような住民グループを国旗団外に放つようなことを、我々に許しはしない」とし、39ヘルジングもマルクス宛書簡において、共和主義者の結束は、よりよく訓練され武装している共和国の敵に対する我が方の利点なのである、と述べていたのである。40)

このように、共和国防衛に際しては、敵が個別対応を許さぬ程に強大であるがゆえに、あらたに単一組織を編制し、そこへの大結集によって直接対決する必要があり、それが国旗団に超党派性保持を要求したものと思われる。しかし再三述べているように、団メンバーの大多数はSPD系の人々であり、そのこと自体からすれば、SPD政党軍として団を形成することも一方でまた可能であった。したがって、ここでは更に、何故SPDは、コントロールのきき易い政党軍的組織形態を選ばず、中央党、DDPとの提携を優先したのか、その理由も問われねばならないだろう。<sup>41)</sup>

そこで以下では、SPDを始めとする三政党が、何故超党派組織に参加したのか、国旗団を どのように捉えていたのかを考えてみたい。それには、むしろ、純SPD系組織にした場合の 欠点は何か、を問うことから始める方が有益かも知れない。

では、純SPD系組織の欠点として何が考えられるか。以下のヘルジングの言葉は端的にそれに答えていよう。これは29年の『国旗団』紙上の論説ではあるが、政党軍化に抗するという本質においては、設立期の意向と変わりはないものと思われる。彼は言う。42)

「SPD自衛組織の形にすれば、ただちにブルジョワサークルに『赤き百人隊』『赤き軍隊』 とみなされてしまうだろう。反動に統治させるべきではないとするならば当然我々ととも に共和国・諸邦を統治していくべき DDPや中央党は、(そうなれば)自身の自衛団体を まず形成しえないがゆえに右傾化し、右翼諸団体に保護を求めることになるだろう。その 結果が、ブルジョワ・ブロックの形成ということではないか!」。

実際、例えばバイエルン人民党の機関紙は、25年3月、論説のタイトルに「赤き選挙支援者としての国旗団」と付け、国旗団はSPD組織であるとして、SPDに利用し尽くされるのに他の二政党は平静でいられるのか、と揺さぶりをかけていた。<sup>43)</sup>SPDが共和国への原理的肯定からであれ一時的肯定からであれ、ともあれ共和国防衛を党の第一義的目的とする以上、そのための組織づくりにおいては、「赤呼ばわり」を避けることを図らねばならないであろう。したがって、超党派的組織を選択するならば、フォン・プットカマーが言うように、<sup>44)</sup>「国旗団の隊列にあって、数的に優位であるSPD系労働者に囲まれる形で行進している中央党・DDP支持者は、かつて入しい反労働者的ブルジョワ連帯というものを捨て去」ることになり、ブルジョワ・ブロック形成化の阻止が期待しうるのであった。

また、ローエが指摘するように、<sup>45)</sup> S P D 政党軍では容易に国家からの抑圧的措置に見舞われてしまうとの配慮が、防衛連合を S P D より右の共和派サークルにまで延長させたのでもあった。そしてもう一点、政党軍の欠点であり超党派組織の利点と把えさせたものは、 S P D の支持基盤拡大への寄与をどちらにより期待できるか、という点であった。

フォン・プットカマーは言う。<sup>46)</sup>「国旗団における連帯意識は……SPD系団員相互のそれを強化するとともに、SPDにとっては、団内の宣伝ないし一般労働者への団員による宣伝によって、党員数増加をもたらすことになるのである」。この団入団をSPD入党・支持へのステップと把える見方は、「国旗団、諸政党、諸労組間に密接な協力があるところではどこでも、まさしく国旗団を通じて政党・労組への新メンバーが獲得される、と我々は確信しうるのである」<sup>47)</sup>とのヘルジングの言葉でも確認できよう。もっとも、ヘルジング自身はSPD向けに言っていたのであろうが、彼の言葉自体は他二政党にとっても該当しよう。事実、DDPのコッホーヴェーザーは、26年次のように述べていた。<sup>48)</sup>「我々は、国旗団を通して、SPDの広汎なサークルを我々の側へ移行させることを期待していたのであった。私は、この期待は誤りであったと考える。なぜなら、私は再々、ラディカルな分子がこの共同組織にいかに浸透しているかを見ているからである」。

問題は、彼の言葉にも示されているように、団を通じて新たに党員・党支持者を獲得できるという場合、その源泉がどこに求められるのか、ということであろう。それが無党派層であるならば問題はないだろうが、連合相手の政党から支持者を奪うのであれば、そこにあつれきが生ぜざるをえない。SPDの有利はストレートに他二党の不利となりうる。逆もまた然りであろう。更にはまた、KPDもこの点に敏感にならざるをえない。大衆の獲得に際し、SPDを軸にする場合、共和派陣営内に言えることは左翼陣営においても該当するであろう。KPDは、例えば次のような形でSPDの超党派組織選択を批判し、SPDの反プロレタリア性を印象づけようとしていた。

「我々は、とりわけSPD系労働者層に、…… K PDがかつてファシズムの進撃に対抗してプロレタリア百人隊を動員した時、S PD指導層は、超党派組織というものはその利用・活動をコントロールしえないから認められない、との理由で党員に参加を禁じたことを思い出させなければならない。今や、そのような理由付けがいかに捨て去られてしまったのかは明白である。今日、同じSPD指導層一派が、超党派的な防衛組織を、無論 K PDや革命的労働者とともにではなく、ブルジョワ諸政党とともに要求しているのである。我々は、いたるところで、このことを指摘しなければならない」。49)

SPDが選択した超党派連合とは、実はこのような難点をまた内に含むものであったのであり、 したがって、「ワイマル連合」三政党の枠内で言えば、後述するように、連合の絆すなわち共 和国防衛という最高目標の時宜性に疑いが生じた時、潜在する難点が表に憤出することになろ う。上記コッホ=ヴェーザーの不満も、そのような時期になされたものであった。

さて、それでは、彼の属するDDP、そして中央党は、そもそもこの超党派組織国旗団への参加をどのように捉えていたのか。この二党にとって国旗団の設立とは何か。

以下の中央党議員シュヴェーリングのプロイセン邦議会での演説は、両党の国旗団(設立)にたいする基本姿勢を余すところなく伝えているように思われる。ちなみに、中央党が党として正式に国旗団運動に賛成したのは25年の大統領選時のことである。それまでは、党員の国旗団入団は無論自由であったが、党自体の結合は慎重に避けられ態度を保留したままであった。<sup>50)</sup>中央党の全体として消極的な姿勢は、先に述べた団上級指導層に占める割合がDDPを下廻ることでも示されよう。一方、DDPの姿勢は中央党よりは積極的であった。国旗団的構想も党内一部に早くから存在していたし、24年の党大会では、団旗をもって現われた一団が熱烈な歓迎を受けていた。但、中央党同様、党内右派がSPDとの密接な協働を嫌っていたことも事実であった。<sup>51)</sup>

さて、シュヴェーリングは次のように述べていた。<sup>52)</sup>

「我々中央党においては、例外なくすべての民間国防団体が原則上拒絶される。それは何故か。これらの団体の起源がすでにそれを示している。民間国防団体は、その究極目標において現国家に反対する闘争団体としてあり、またあり続けているのだ。…………我々はまた、原則上国旗団を拒絶する。しかし、国旗団の基本姿勢は全面的に承認する。国旗団及びそのメンバーが共和国の側に立った闘争を展開する限り、共和国を支え憲法を護ろうとする限り、当然のこととして断固我々は国旗団を支持する。我々にとって国旗団とは、共和国の防衛、民主主義の擁護、健全な国民的思想の育成に努めている組織なのである。この意味で我々は共感をもつ。国旗団が全く非攻撃的な組織であることも付言されねばならない。………しかし、私個人あるいは私の政治上の友人達は、右であれ左であれすべての諸団体が最終的に姿を消すことが最良である、との見解をわかちあっていることも事実である。………私は、民間国防団体が自ら姿を消そうと表明する時、国旗団もまた、『よろしい、それでは我々も武器を置こう』と答えることを当然だと考える。それがしかし、あなた方右翼、あるいはあなた方が有している攻撃的精神においては、明らかに期待しえない。それゆえ、現実を考慮する以外に仕方がないのである」。

一言で言うなら、ここで示されている国旗団像とは、「必要悪」としてのそれであろう。 D D P の見解も、「国旗団の最高目標は、自身を不必要となすことであらねばならない」というものであった。<sup>53)</sup>

要するに、国旗団運動を推進するに際し両党において支配的であった論理は、民間に準軍隊的組織が存在するのは好ましくなく、すべて早々に消滅することが望ましい。しかし現実においては、そのような組織が共和国攻撃を標榜しながら活動し続けている。共和国は護られねば

ならない。とすれば、対抗して共和国防衛に尽くすという組織が結成されるのは無理からぬことである。共和国が危機にある限り、国旗団の存在は認められるべきである――というものであろう。この意味で、国旗団を、「その動機からすれば、ワイマル連合三政党に押しつけられた緊急共同体としてのみ把握されるような新しい運動」と把えるローエの国旗団像は適切であると言わなければならない。54) S P D によって創られ、しかもかなり規定された運動に中央党、D D P 両党が参加したのは、以上のような事情によるのである。

とすれば、「必要」要件たる共和国の危機の程度がどう判断されるかそれ次第で、両党においては、国旗団の存続が左右されることになろう。したがって、そこからすれば、超党派連合は、団の成功を基礎づけるものであったとともに、成功の瞬間、団を解体の方向へと導きうるものでもあった。成功後の事態の推移が注目されるところである。

しかし他方、このような両党の姿勢が果してSPDのそれと合致するのであろうか。SPDにとって国旗団は「必要悪」にとどまるのであろうか。議論のひとつのポイントとなるのは、この超党派組織の最高目標たる共和国防衛が、SPDの最終目標であるのか否かということであろう。否とするならば、少なくとも「必要悪」論から導き出される団の即時解散は考えにくいことになろう。あらためてSPDの共和国観が問われざるをえないが、ここでは、オーストリア「共和国防衛同盟」指導者にして国旗団全国委員会メンバーのドイチュの言葉を紹介しておきたい。彼は兄弟組織の創立一周年を祝し、25年2月、次のように述べていた。55)

「我々は、国旗団の創立記念祭への参加を通して、ドイツ=オーストリアの共和主義者はドイツの共和主義者と心を通わせている、ということを明確にしたい。我々を結びつけているものは、次のような共通の確信である。すなわち、共和主義的国家形式を護るということに価値があるのは、それのみが、我が民族の平和な発展を可能にする基盤たりうるからであるということ。しかし注意すべきは、それは、今日の共和国が「最終目標」であるとか、我々の希望のすべて、ないし大半を実現したものである、などというような意味では決してないことである。共和国は、ひとつの枠組以上のものではない」。

彼の言葉は、SPD(右派)の原理的な共和国肯定、及びしかし中央党、DDPとは微妙に異なる共和国擁護論を示唆していて興味深い。とくに「最終目標」のくだりは明らかに共和国防衛を短期目標視しており、成功後の国旗団にたいするSPDの姿勢を考える上で軽視できないものがあろう。<sup>56)</sup>ちなみに彼がオーストリアで指揮する兄弟組織は、国旗団とは異なり政党軍的組織形態を採っており、以下で示すように、25、6年以降におけるSPD左派の団改革要求のモデル視されることになる。

#### 7. 成功後の模索

### (1) 国旗団の成功

1926年2月、ハムブルクで開かれた第2回国旗団創立記念祭において、プロイセン邦首相ブラウンは、「我々は共和国を防衛するのみならず、征服しなければならない。我々は攻勢に移る必要がある」と表明し、国会議長レーベは、「ドイツ共和国はもはや脅かされてはいない。今や共和国をゾチアルな精神で満たすために、全力を集中することが重要だ。守りの時は過ぎ去った。今や共和国のために攻勢へと移るべきである」と高唱した。57)

この二人のSPD指導者の言葉には、国旗団運動の着手二年にしての成功への自負と、それにもとづく状況認識の変化、更には団目的の再規定への志向というものが明白に表われている。もはや運動は創設期を脱したと言わなければならない。

既に述べたように、国旗団は、共和国防衛のために300万人の人々を大結集したと主張しう

るような組織形成を25年には果しており、26年4月の警察報告でも、「国旗団は今や、状況の支配者、『押えがたき共和主義的権力手段』、ドイツの内政展開上の決定的ファクターであると自認している」とされていた。<sup>58)</sup>ここから上述の「ドイツ共和国はもはや脅かされてはいない」との自信に満ちた状況認識が生じてくる。実際、その軍事的力量はともかく、共和派の大部隊の登場は、右翼の23年時のような力づくでの反共和国闘争の大きな障壁となりうるものであった。更には、国旗団の登場がひとつの大きな刺戟となって結成されたKPD系の赤色前線兵士同盟の存在も、右翼諸団体にとって、今後の活動上無視できないものとなっていた。この二点は、共和派の気力ならびに基盤の広さの明示による共和国の心理的安定化への寄与とともに、国旗団登場の史的意義を示すものであろう。<sup>59)</sup>但、その際付言すべきは、旧稿でも述べたように、<sup>60)</sup>国旗団の登場が即、右翼民間国防団体の一揆的企図を阻止したのではない。それをも一環として含む、24年から26年にかけてのドーズ案採択に始まる一連の状況変化が、右翼団体の存在価値を低減させたのであり、そこから、民間国防団体は再生を図るべく、ストレートな軍事的手段をひとまず放棄して、より日常的で政治的な活動に接近し、いわゆる「政治闘争団体」に変貌したのであった。

とすれば、それを受けて、国旗団もまた新たな自己規定を図らざるをえない。両翼、とりわけ右翼からの直接的脅威が低減して当面の共和国防衛が果されたとするならば、団は何をもってその存在理由となすのか。SPDのブラウン、レーベの「攻勢」宣言は、この点を自覚したものであろう。今や国旗団は、かつてのように敵の存在を第一前提とするような他律的存在証明ではなくして、自律的な目標設定ないし自己確認の必要に迫られることになる。そこでは当然、目標設定と関わってレーベの「ゾチアルな精神」がSPDの側からうんぬんされうるし、<sup>61)</sup>とりわけ左派からは団の超党派的組織形態に関わる議論も生じよう。無論その際、中央党、DDP両党の団「必要悪」論もまた事態を複雑にすることになろう。

もとより、国旗団の登場を対象とする本稿においては、このすべてに十分な回答を与えることはできない。今後の追究の材料とすべく、以下では最後に、成功後の団のあり方、とくに組織形態に関する模索、あるいはあつれきについて触れてみたい。

#### (2) 成功後のあつれき――結びにかえて

模索あるいはその外的表示としてのあつれきの最大のものは、やはりSPD内の政党軍化志向であろう。団をブルジョワ分子を排したSPD政党軍として存立させようとする考えは、SPD左派には根強いものがあり、すでに設立当初より存在していた。たとえば24年8月の警察報告は、「労働者の一部は国旗団へのブルジョワ分子の受け入れに拒絶的である」として、ベルリンのSPD・労組が国旗団との合同慰霊祭を拒否した事例や、ザクセンにおける、団組織の「プロレタリア及び超党派」部隊への二分化を要求する声を紹介している。62)

これが25、6年以降ともなれば、右翼による議会制民主主義への直接攻撃の脅威が衰退し、 政党政治の枠組自体は安定化するから、そこでは、準軍隊的諸組織の活動も多かれ少なかれ政 党政治、ないしは政党優位の状況に規定されざるをえない。したがって、準軍隊的諸組織が存 在感ある活動を展開しようとするならば、当然考えられる選択肢に単一政党との結合、ないし は単一政党への付属化があるだろう。SPD内にも、国旗団を党目的に適ったSPD固有の存 在にしようとの声は高まらざるをえない。

それゆえ、25年5月ともなると、警察報告もその意味でのあつれきを一層強調するようになる。<sup>63)</sup>すなわち、

「国旗団内部に一定の困難さが目につくようになった点は明白である。プロレタリア及び ブルジョワ・メンバー間の、更に、SPD右派支持者と、より鋭く階級闘争的見地を強調 する、とくに『社会主義労働者青年団』の行動分子ならびにKPDよりの潜入分子らによって構成される反対派との間の、これまでは潜在的であった対立が団内に拡大し、とくに大統領選時には顕在化して反対派サークルが現われることになった」。

また「潜入分子」による国旗団破壊工作の糸口を見出そうとする K P D 側の観察も、25年1月においては、「S P D 系労働者は多数のブルジョワ分子の参加に重大な危険を見、混成の指導部が容易に自分達を乱用しうる点に不安をもっている。ラインラントのいくつかの地では、中央党、D D P との協働が直接拒絶された」とし、<sup>64)</sup>27年8月においては、「S P D 指導下に、すべてのブルジョワ分子を一掃した階級闘争組織としての国旗団、という像が多くの団内反対派によって要求されている」とみていた。<sup>65)</sup>更にもう一点挙げるならば、29年の警察報告は次のように述べていた。<sup>66)</sup>「S P D 左派に形成された正統マルクス主義サークルによる、国旗団を公式にオーストリアの『兄弟組織』に倣って社会主義政党の基盤上の一組織に改革せん、との努力は再三表面化している」。これに対して同年、ヘルジングがブルジョワ・ブロック形成化の阻止を眼目に超党派性擁護論を展開したことは、先に紹介した通りである。

また、その超党派性擁護論ないし有益論への具体的批判も、政党軍化を要求する声には伴われていた。それは、たとえば選挙闘争に関し次のように言う。<sup>67)</sup>すなわち、「国旗団の共和主義的選挙集会は、SPDにとって無益であるどころか有害であった」。なぜならば、無党派層は団主催の「(中央党の) ヴィルトのような大物」の演説会に行ってしまい、「SPDの催しが犠牲にされて」しまう。しかもそこでの「民族共同体をうんぬんするゴタマゼ演説など、SPDの側に無党派選挙人層を獲得させることにはならない」し、「SPDへ移行する途上にあるキリスト教労働者を再び中央党の側に引き戻してしまうのである」。あるいは、実践的観点から、次のようにも批判されていた。<sup>68)</sup>「党及び労働者スポーツ団体への寄付が国旗団のために減り、党の最良部分が団に拘束されて、純然たる党任務にたいし相応の働きをなさないでいる。国旗団の連続的な祭典挙行のために、団メンバーは党の催しから遠ざかってしまっている」。

このように、団の超党派性を攻撃する声がSPD内に高まる一方で、まさにそこでは排除の対象とされていた中央党、DDPの側は、実態はすでにSPD政党軍ではないかと、いわば対極から団指導部を批判していた。

たとえば、28年、シュレージェンの中央党は、同地の国旗団大管区幹部会議が、配下の一部隊によるヒンデンブルク大統領引見式典への参加拒否を追認したことに憤慨して、「国旗団はSPD左派の防衛部隊になってしまっている。……今やDDP党員も、ここはお前のくるところではない、と言われていることがようやくわかったであろう」と述べていた。<sup>69)</sup>また、元バーデン邦首相にして団全国委員会メンバーでもあったDDPのW. ヘルパッハ Hellpach も、「国旗団がSPDのための巨大なリクルート倉庫に堕し、その隊列においては、ブルジョワ的カトリック的民主主義の影響力が社会民主主義の優位にますます屈服してしまっていることは、公然たる事実である」としていた。<sup>70)</sup>更には外部から、たとえばバイエルン人民党からは、「国旗団は常に、非党派的ないし超党派的な共和主義組織と自称している。しかしいざという時は、国旗団は常に社会主義的な支援部隊である」と攻撃され、<sup>71)</sup>29年4月には、「次第に中央党においても、ヴィルトという例外をもちながらも、いまだ国旗団幻想にとらわれているサークルは殆ど言うに足らぬ存在になっている」と主張されたのであった。<sup>72)</sup>

このような批判があつれきにまで高まり、団内の対立、矛盾を内外に知らしめることになった最大の紛争のひとつに、27年の「マルクス=ヘルジング危機」が挙げられよう。<sup>73)</sup>

これは、同年7月ウィーンに生じた、不当裁判に抗議する労働者のデモ隊とザイペル政府下の警官隊との流血の衝突に際し、ヘルジングが出した声明に端を発するものであった。その中で、彼は、衝突の渦中にあった共和国防衛同盟を「その英雄的闘争によってカオスは回避され」

たと称賛する一方で、キリスト教社会党のザイペル指導下の「オーストリア政府の無器用さが 災いをカタストロフィーにまでなし」たのだと批判した。この点に、現首相にしてカトリック 中央党の指導者であるマルクスは憤激し、「ヘルジングの声明は、友邦オーストリアの政治状 況への不当な干渉であり、政府を侮辱するものである」と抗議して、国旗団を退団することに なったのである。この時中央党系指導者層は団にとどまりながらも、二つの要求を出すことに なる。ひとつが、その後実現することになる、ヘルジングの「不適当で無能であるがゆえ」の 県知事職解任要求であり、今ひとつが、「団のオーストリア共和国防衛同盟的方向での発展は 承認しえないゆえ、団を閉鎖せよ」という、団解散を匂わせての政党軍化撤回要求であった。

マルクスは、この事件に先立ち、それだけみればあたかも超党派連合有益論を愚弄するかのように、ドイツ国家人民党を中軸とするブルジョワ・ブロック内閣を27年初頭より形成しており、また前年5月には法相として、国旗団ならびに共和国の最高シンボルの価値を否定するかのように、旧帝制旗掲揚機会の拡大を認める政令の制定に中心的役割を果していた。70したがって、そこからすれば、マルクスの退団はSPD左派の大いに歓迎するところであり、団の左傾化を要求する声は更に強まろう。しかし同時に、中央党系指導者層が要求を出しつつも団内にとざまった点を重視するならば、解散は時機尚早としても、団の政治路線としては、むしろ右寄りのコースが予想されよう。この時、事態を観察していた赤色前線兵士同盟指導部は、次のように推測していたのであった。75)

「国旗団において近い将来考慮される政治コースは、中央党から提起され S P D 指導部において承認されている以下の諸要求をみれば、たちまち明らかになろう。 すなわち、

- 1、国旗団は市民的、愛国的組織である。
- 2、国旗団は超党派的組織であって、中央党の諸原則を傷つけるものではない。
- 3、国旗団の解散のための前提をつくることがめざされねばならない」。

以上、団内の組織形態をめぐるあつれきを若干紹介してきたが、当時の準軍隊的組織一般にありえた選択肢としては、政党軍化とならんで、政党からの自立化ないし政党との競合化の途も存在した。政党軍化の代表例がナチ党SAとするならば、後者の途は鉄兜団が代表しよう。 共和国の安定化の中で、鉄兜団は、右翼諸政党とは一線を画し、自立した政治集団として、むしろ諸政党をコントロールしうるような院外団体化の途をめざしたのであった。

これにある程度近い志向は、準軍隊的組織のひとつであり成功後のあり方を模索する以上は、国旗団内にも存在しよう。すなわちそれは、三政党から自立しないまでも、政党間「ワイマル連合」の補完という従属的立場を脱し、特定の分野とくに院外の政治領域においてむしろ諸政党をリードし、時には三政党の党派心を規制するようなあり方である。言うなれば、超党派というより非党派的な組織となり、共和主義運動の第一の担い手となる途である。無論このようなあり方は、団設立の経緯、団規約等からしてきわめて困難だと言わざるをえないが、団指導部の姿勢次第では一歩踏み出すことは可能であろう。したがって、このような志向の存在を示すシュッツィンガーの28年時点の言も、760それまでの団の政治指導批判となってあらわれる。

彼は言う。「民主主義的共和主義的意志をもった、ひとつの固有の政治運動であれと望まれる場合、団は――少なくとも私には――あまりにも消極的である。国旗団300万の政治指導部は、近年一体何をやりとげたのか」。ここから彼は、院外の政治領域、たとえば25年の大統領選時の候補者選定に団が積極的に関与しなかった点を批判する。「大統領選の第1次投票でこそ、共和派の統一候補が、(右翼統一候補の)ヤーレスを打倒せねばならなかったのだ。さすれば、ヒンデンブルクは(第2次投票での出番がなくなり)全く力を発揮しえなかったであろう」。つまり、彼は、SPD、中央党、DDP三党がそれぞれ個別にブラウン、マルクス、ヘルパッ

#### ワイマル共和国防衛組織「国旗団」の登場 (Ⅱ)

ハを立てて、合わせれば得票率49.3%に達した票を分散させてしまい、始めからマルクスを統一候補にしていればありえた勝利を放棄してしまった点をとりあげ、国旗団が候補の統一化に介入すべきであったと批判していたのである。同様のことは、26年の旧王候財産の無償没収を求めた国民票決についても該当しよう。この時、SPDの賛成、DDPの留保、中央党の実質反対を意味する棄権、へと三政党が分裂する中、国旗団はただそれを受容して、秘密投票原理の維持のため投票所にだけは行き、投票は自己の良心に従うよう促すのみで、運動の失敗を事実上助長したのであった。77)

以上要するに、国旗団は、300万の団員を擁する院外団体であるにもかかわらず、最大の議会外手段たる大統領選、国民票決において、過去何ら自己主張することもなく、共和派大結集体としての己が価値を示せなかったのである。それゆえ、シュッツィンガーの結論は次のような主張となる。「国旗団部隊が勝利する見込みをもって戦闘に入りうるような政治状況、すなわち大統領選、国民票決、非常事態、の創出、それが団政治指導部の固有の課題である。(でなければ)今や国旗団は『精神運動』としてあるのだろうか」。

遅くとも26年以降、他のあらゆる準軍隊的組織ないし政治闘争団体が、特定政党のために戦うか、あるいは諸政党と競合して自らのために戦うか、どちらかを選択する中で、国旗団の超党派的なあり方は、いかにも曖昧なものであった。一人国旗団のみが、そのつどの政策次第で分離分裂しうる複数政党のために戦い、他方その集合離散を規制する術を知らないのであった。したがって、あくまで準軍隊的組織の比較という次元で言えば、最大組織でありながら、国旗団は今や、自己の存在をストレートに生かす合目的的活動をなすに最も不適当な存在であったと言えるだろう。

それでは、団内のSPD政党軍化志向及び自立的非党派的組織化志向を抑え、以後もそのま ま継続されていく超党派性に、今後どのような積極的意味を見出すことが可能なのであろうか。 おそらくそれは、政治勢力の分散化・多元化という状況の下で、いかに実りある「連合政治」 を展開するか、という点に関わるものではないかと思われる。連合勢力は多元化の中でこそ、 その存在意義をよりよく示しえよう。無論、ここでは、インシアティヴを発揮するのは「ワイ マル連合」 三政党の側ではあるが、 国旗団は、 諸勢力における対立・分裂を克服せんとする「連 合政治」の必要性・重要性を先取り的に表示するものとして、自らを再発見するであろう。そ の際、これまでの分析から確認すべき点は、この政治勢力の多元化という事態は、そもそも、 共和国が直接的脅威を脱し、したがって政党政治の枠組が安定化したからこそ出現し、しかも、 各種政治闘争団体が登場することで一層促進されたものであったということである。国旗団は、 政治闘争団体上の比較においては、他団体の強烈な自己主張に席を護らざるをえないが、総体 的次元では、政治の安定化を阻害する諸政党・政治闘争諸団体の党派心を否定・克服した唯一 の存在として、自らを示威できよう。そこからすれば、SPD政党軍化の途は共和国政治に一 層の混乱をもたらすだけであり、「連合政治」のもつ様々な可能性を閉ざしうるものであった。 但、以上の議論は、あくまでも政党間「ワイマル連合」の安定と国旗団運動への三党の肯定 を一定程度前提としたものであり、それを欠く限り、団の超党派性にあらたな積極的意味を見 出しえても、それは観念的で現実味のないものとなろう。ちなみに、ナップは、

「中央党指導者層は、党の国旗団とのあまりに密接な提携は、それが中央党のもろい階級バランスを損う危険があるゆえに嫌った。が、また同じ理由で、彼らは団との結びつきを全く断つことを欲しなかった。特徴的なことには、この問題はどちらの立場も採らないことによって解決された」

と述べ、<sup>78)</sup>ローエは、「旧来の『超党派』形式での組織の存続を支える最強の論拠とは、単に それが存在しているという事実であった」としている。<sup>79)</sup>今後、更に追究していきたい。

#### 註

- 1) W. Mommsen u. G. Franz (Hrsg.), Die deutschen Parteiprogramme, 5. Aufl., Leipzig-Berlin 1931, S. 97.
- 2) "Das Reichsbanner" Nr. 3 v. 1. 6. 1924. (HA 94/1907).
- 3) "New York Sun" v. 24. 11. 1924. (HA 94/1906).
- 4) 拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」58頁参照。なお本稿では特に配慮せずに, 鉄兜団など の右翼諸組織を時に「民間国防団体」と呼び, 時に「政治闘争団体」とみなしているが, 上掲拙稿 で論じた如く, また後述する如く, 「ヒトラー一揆」を境にして右翼諸組織は「民間国防団体」から 「政治闘争団体」に変貌するということを, ここで念のため指摘しておきたい。
- 5) "Frânkische Tagespost" v. 5. 7. 1924. (Lagebericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 4045/ II v. 9. 7. 1924. (HA 94/1907))
- 6) Ursachen und Folgen, Bd. VII., Dok. 1592-e.
- 7) "Regensburger Volkswacht" Nr. 134 v. 16. 6. 1925. (HA 94/1906).
- 8) 註5) に同じ
- 9)註1)に同じ
  - 10) 註3) に同じ
  - 11) 註1) に同じ
  - 12) Ursachen und Folgen, Dok. 1594-b
  - 13) Lagebericht (Polizeidirektion München), Würzburg, v. 26. 6. 1924. (HA 94/1907)
  - 14) 前掲拙稿61頁。K. G. P. Schuster, Der Rote Frontkämpferbund 1924-1929, Düsseldorf 1975, Dok.
  - 15) Auszug aus dem Neuen Bericht (Polizeidirektion München), Nr. 23 v. 23. 1. 1925. Anlage 8a: Richtlinien für die Propaganda und Zersetzungsarbeit im Reichsbanner Schwarz-rot-gold. (HA 94/1906). S. 2.
  - 16) Ebd.
  - 17) H. Gotschlich, "Gründung und Anfänge des Reichsbanners Schwarz-Rot-Gold" Zeitschrift für Militärgeschichte 19 (1980), S. 34f.
  - 18) 前掲拙稿57頁。拙稿「ワイマル共和国における準軍隊的組織の変遷」『史学研究』153 (1981)、60 頁以下参照。
  - 19) 註12) に同じ
  - 20) Sonderbericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 162/ II/29. (HA 94/1907), S. 2.
  - 21) J. M. Diehl, Paramilitary Politics in Weimar Germany, Bloomington-London 1977, p. 248.
  - 22) 註 7) に同じ。なお、右翼団体からの移行者については、「徹底的に吟味・調査した後は全幅の信頼をおく同志として扱う」よう指令されていた。Auszug aus Nürnberger Lagebericht, Nr. 4668 v. 8. 8. 1924. (HA 94/1908). S. 2.
  - 23) 註6) に同じ
  - 24) 註15) に同じ
  - 25) 註1) に同じ
  - 26) 註12) に同じ

#### ワイマル共和国防衛組織「国旗団」の登場(Ⅱ)

- 27) G. Taddey (Hrsg.), Lexikon der deutschen Geschichte, Stuttgart 1979, S. 995. また E. マティアス『なぜヒトラーを阻止できなかったのか』, 279頁 (注22)。
- 28) "Das Reichsbanner" Nr. 10 v. 15. 5. 1926. (Ausschnitt aus Nürnberger Lagebericht v. 7. 7. 1926. [HA 94/1906]).
- 29) R. Saage, "Die gefährdete Republik" in: R. Saage (Hrsg.), Solidargemeinschaft und Klassenkampf, Frankfurt a. M. 1986, S. 286. ("Das Reichsbanner" Nr. 23 v. 1. 12. 1926).
- 30) H. Gotschlich, Zwischen Kampf und Kapitulation, Berlin1987, S. 51.
- 31) Ebd. オストプロイセンでの例外を除けば、国旗団は、国防軍が主催し右翼諸団体が参加した「国境防衛」事業に殆ど関与していない。また、団の「防衛スポーツ」訓練においても、国防軍将校の支援は期待できなかった。
- 32) "Münchner Post" v. 2. 4. 1928, "Illustrierte Republikanische Zeitung" v. 2. 28. 1928. u. v. 6. 28. 1928. (註20) 資料 S. 14f.), Gotschlich, S. 52.
- 33) 註20) 資料 S. 12f.
- 34) K. Rohe, Das Reichsbanner Schwarz Rot Gold, Düsseldorf 1966, S. 177., Gotschlich, S. 52.
- 35) 註20) 資料 S. 13.
- 36) 註12) に同じ
- 37) 註7) に同じ
- 38) Auszug aus dem "Bremer" Bericht v. 18. 6. 1924. (HA 94/1906).
- 39) Rohe, S. 51. ("Der Schutzbund 2 (1925)" Nr. 5 [Mai]).
- 40) Diehl, p. 248.
- 41) 無論以上の立論は、団設立に際しSPDがイニシアティヴをとったことを前提としている。ローエ(S. 44-47)は、22年以降「共和国自衛軍」を指導していたヘルジング、ヘルターマン、フェルル等のマクデブルク・グループを中心に、それにヴェルスが何らかの形で関与して、団設立に向かったようだとする。チカリング(p. 525)は前三者、ゴチュリヒ(論文 S. 33)はとくにヘルターマンを事実上の鼓吹者とみている。いずれにせよ、ここで挙げられている人々は皆、SPD党員である。R. P. Chickering、"The Reichsbanner and the Weimar Republic, 1924-26" JoMH 40 (1968).
- 42) 註20) 資料 S. 23.
- 43) Sonderbericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 3291/ II v. 25. 5. 1925. (HA94/1907). S. 15.
- 44) 註7) に同じ
- 45) Rohe, S. 51.
- 46) 註7) に同じ
- 47) 註28) に同じ
- 48) T. A. Knapp, "The German Center Party and the Reichsbanner" International Review of Social History 14 (1969), p. 168. note 4.
- 49) 註15) 資料 S. 4.
- 50) Gotschich, ZfMG, S. 38.
- 51) Ebd., Rohe, S. 53 u. 304, Diehl, p. 181.
- 52) 註6) に同じ
- 53) Chickering, p. 530.
- 54) Rohe, S. 54.
- 55) 註43) 資料 S. 5f.

- 56) Vgl. Rohe, S. 52, Chickering, p. 529.
- 57) Sonderbericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 2500/ II v. 6. 4. 1926 (HA 94/1906).
- 58) Ebd.
- 59) たとえば、後のナチ党SA幕僚長E.レームは当時、「共産主義運動のおそるべき成長とその闘争組織の強化、その目的とするところが明白な国旗団の設置、そしていわゆるブルジョワ層内に今や広く確認されうる無関心、不決断、意気地なさは危機到来の徴候である」と述べていた。拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」61-62頁。
- 60) 同60-61頁。
- 61) やはりスローガン的なものではあるが、同様の主張が団機関紙においても以下の如くなされている。「リベラルな、あるいは形式的な民主主義は………『ゾチアルな問題』をめぐる闘争における一時的停戦にすぎない。」(25年2月)、「共和国はひとつの政治的形式にすぎない。それは一定の内容を受けとる必要がある。」(26年3月)、「今や初めて、我々はドイツにおける真の革命下にある。今後数年、共和国には内容が与えられるべきであり、共和国が一部の特定集団に特権を与えるような資本主義的なものになるか、あるいはゾチアルな民主主義的自由精神に満たされたものになるのか、が示されねばならない」(26年2月)。(註43)資料 S.4 註57) 資料)
- 62) 註22) 資料 S. 3.
- 63) 註43) 資料 S.1.
- 64) 註15) 資料 S. 3.
- 65) Reichskommissar für Überwachung der öffentlichen Ordnung und Nachrichtensammelstelle im Reichsministerium des Innern: Lageberichte (1920-29) und Meldungen (1929-33), Bestand R 134 des Bundesarchiv Koblenz veröffentlicht als Microfiche-Ausgabe, hrsg. v. E. Ritter, München-New York-London-Paris 1979, Lagebericht Nr. 123 v. 15. 10. 1927. Anlage: Bundesführung des RFB an alle Ortsgruppen. "Die Lage im Reichsbanner und unsere Aufgaben" Berlin, Mitte August 1927 (Fiche Nr. 129), S. 6.
- 66) 註20) 資料 S. 20.
- 67) Lagebericht (Polizeidirektion Nürnberg-Fürth), Nr. 123/ II /28 v. 6. 2. 1928 (HA 94/1906).
- 68) 註43) 資料 S. 2.
- 69) 註20) 資料 S. 21. フォン・ヒンデンブルクは24年以降, 鉄兜団の名誉団員でもあり, 彼への拒絶姿勢は国旗団内に根強かった。共和国大統領を共和派組織が認めない, という一種の矛盾を攻撃する声は, 団内外に少なからず存在した。註43) 資料 S. 7ff. を参照。
- 70) 註20) 資料 S. 22.
- 71) 註43) 資料 S. 16.
- 72) 註20) 資料 S. 22.
- 73) 以下は註65) 資料 S. 4ff による。
- 74) Diehl, pp. 246f.
- 75) 註65) 資料 S. 7. 76) 註20資料 S. 5f.
- 77) Rohe, S. 296, Knapp, p. 169. ちなみに、国民票決の賛成票数(1450万票——勝利するには 550万票不足)が、運動を推進したSPDとKPDの24年国会選挙での得票数より350万票以上上廻った点をとらえ、それは、その多くが「ヴィントホルスト同盟」などの中央党系の人々 の票によるものではなかったかと、ナップはみている。
- 78) Knapp, p. 178.
- 79) Rohe, S. 333.